

県内各業種の団体の長 様

埼玉県知事 大野 元裕 (公印省略)

新型コロナウイルス感染症対策に関する彩の国「新しい生活様式」
安心宣言の提出対象業種の追加等について (通知)

埼玉県の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策の実施につきましては、県民の皆様、
そして、事業者の皆様にご理解と御協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、令和2年5月13日付け雇労第64-2号にて、彩の国「新しい生活様式」安心
宣言の作成と宣言に基づく対策の実施をお願いしたところですが、6月16日に県内施設
の使用停止を解除したことに伴い、下記のとおり業種別安心宣言の評議会への提出対象を
追加し、評議会への提出期間を延長しましたのでお知らせします。

どうぞよろしくお願いいたします。

記

- 1 業種別安心宣言の提出対象
区分D3の施設・事業を追加
 - ・接待を伴う飲食業
 - ・ライブハウスなど
- 2 22時までの酒類提供時間制限の解除 (適用: 6月17日午前0時から)
- 3 業種別安心宣言の提出期間 (区分B、C及びD1~D3の施設・事業)
令和2年7月3日まで延長
- 4 お問い合わせ
彩の国「新しい生活様式」安心宣言についてのお問い合わせは下記ホームページを
御確認いただくか、「埼玉県緊急事態措置相談センター 電話: 048-830-8141」にお願
いします。

http://www.pref.saitama.lg.jp/a0804/atarashi_seikatsuyoshiki.html